

第 149 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会議事録

日 時 令和 7 年 2 月 27 日（木）午後 1 時 25 分から

場 所 兵庫県国民健康保険団体連合会大会議室
（センタープラザ 18 階）

第 149 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 2 月 27 日（木）午後 1 時 25 分～午後 2 時 20 分
- 2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会大会議室
- 3 会 員 数 47 保険者
- 4 出席会員 47 保険者（うち書面出席 22 保険者）

（1）出席者

理 事 長	加古川市	岡 田 康 裕
副理事長	佐 用 町（代）住民課年金・保険室長	眞 島 祐 子
	川 西 市（代）国民健康保険課長	薄 波 智香子
専務理事		野 倉 加奈美
理 事	姫 路 市（代）国民健康保険課長	橋 谷 篤 典
	加 西 市（代）国保医療課長	藤 後 麻 里
	丹波篠山市（代）医療保険課長	畑 岡 恭 子
	淡 路 市（代）健康福祉部長	久 住 達 哉
	兵庫県食品国民健康保険組合（代）専務理事	寺 田 利 樹
会 員	神 戸 市（代）国保年金医療課長	堀 内 健
	明 石 市（代）国民健康保険課調整担当係長	今 田 尚 希
	芦 屋 市（代）保険課長	高 橋 和 稔
	相 生 市（代）市民生活部長	松 本 秀 文
	赤 穂 市（代）医療介護課長	奥 吉 達 洋
	加 東 市（代）保険医療課長	片 嶋 美 紀
	たつの市（代）国保医療年金課長	梅 田 祐 子
	丹 波 市（代）市民課長	山 内 佐由美
	豊 岡 市（代）国保・年金課長	惠後原 孝 一
	猪名川町	岡 本 信 司
	多 可 町（代）住民課長	吉 川 成 悟
	市 川 町	津 田 義 和
	太 子 町（代）町民課長	溝 端 朋 代
	香 美 町（代）健康課副課長	本 城 良 彰
	兵庫食糧国民健康保険組合（代）常務理事	扇 谷 知 典
	兵庫県建設国民健康保険組合（代）副理事長	足 立 司
	兵 庫 県（代）国保医療課長	田 畑 司

（以上、25 保険者）

(2) 書面出席

尼崎市、西宮市、洲本市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、三田市、
宍粟市、養父市、朝来市、南あわじ市、稲美町、播磨町、福崎町、神河町、上郡町、新温
泉町、兵庫県歯科医師国民健康保険組合、兵庫県医師国民健康保険組合

(以上、22 保険者)

(3) 説明のため出席した者の職氏名

事務局長	入 江 健 介	総務部長	山 中 理 恵
審査部長	宮 崎 勝 也	保険者支援部長	松 本 嘉 弘
総務課長	橋 本 陽 子	財務課長	竹 正 樹

5 議 事

(1) 議決事項

<令和6年度関係議案>

(予算補正関係)

議案第3号 令和6年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算補正について

<令和7年度関係議案>

(規約関係)

議案第4号 兵庫県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約の制定につ
いて

(予算関係)

議案第5号 令和7年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業計画について

議案第6号 令和7年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算について

(積立金)

議案第7号 令和7年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産等の処分限度
額について

(2) その他

兵庫県国民健康保険団体連合会中期経営計画（第7次）について

6 会議の概要

開 会	山中総務部長の司会により開会
開会あいさつ	岡田 康裕 理事長（加古川市長）
議長の選任	司会者から慣例により事務局の提案を諮り、同意を得て事務局案のとおり選任された。 議 長 岡田 康裕 理事長（加古川市長）
出席状況の報告	山中総務部長から報告を行った。 会員総数 47 会員 出席会員数 25 会員、書面出席会員数 22 会員、合計 47 会員
総会成立宣言	岡田議長が宣言した。 上記の報告どおり半数以上の出席を認めるため、国民健康保険法施行令第 26 条の規定により準用する同法施行令第 13 条の規定により、総会の成立を宣言
議事録署名人の選任	慣例により議長から指名された。 議事録署名人 岡本 信司 猪名川町長 津田 義和 市川町長
議 事	入江事務局長及び山中総務部長から説明及び報告を行った。 ・議決事項 （5 件） ・その他 （1 件）
閉 会	

7 議事（要旨）

山中総務部長

ただ今から、第 149 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会を開会いたします。

それでは、開会にあたりまして、理事長の岡田加古川市長から御挨拶を申し上げます。

岡田理事長

皆さん、どうも改めまして、こんにちは。

何かとお忙しい中、国保連合会の通常総会に御参加いただいております、誠にありがとうございます。

ニュースを見ますと、国内外の政治・行政に関する話題が事欠かない状況となっております、にぎやかになっておりますけれども、しかしながら、国保連合会の仕事といいますのは、住民の皆さんの生活の一番基礎的な基盤を支える大切な業務でございますので、しっかりとやっていきたいと思っております。

国保制度全般につきましては、皆さま詳しい方ばかりでございますけれども、被用者保険の適用拡大もありますし、一方で団塊の世代の方々も 75 歳を超えていかれていることもありまして、対象となる被保険者の数も少なくなっているところでございます。

そういう意味では財政的な運営面では厳しくなっていく可能性もあるということを否定できません。

一方で、介護保険制度の方も給付費がますます増大していく流れにあり、しっかり対応していくことになるのですけれども、それぞれの市町におかれましては、いよいよ介護人材不足が深刻化しているところで、それはそれで対応していかなければと思います。

また、各自治体の皆さんと同じように、国保連合会におきましても DX の取組が進んできております。

支払基金とのシステムの共同開発に向けた対応も進めておりますし、また、自治体の標準化に合わせまして、国保の事務処理システムの共同運用、そして各市町からの事務を受託できるような準備も進んできているところでございます。

今日の説明の中にも入っていたと思いますけれども、引き続き御理解と御協力をいただければと思っております。

議題としましては、6 年度の補正予算ですとか、7 年度の事業計画、また、予算の関係が出てまいりますので、御審議いただきながら、忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

最後ですが、よろしくお願いいたします。

山中総務部長	ありがとうございました。 次に、議長の選出ですが、慣例により、事務局から提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
山中総務部長 岡田議長	それでは、岡田理事長に議長をお願いいたします。 それでは、議長を務めさせていただきます。 皆様方におかれましては、議事の進行に御協力をお願いいたします。 本日の出席状況について、事務局に報告を求めます。
山中総務部長	はい、会員総数は 47 会員でございます。 ただ今の出席会員数 25 会員、書面出席 22 会員、以上合計 47 会員でございます。
岡田議長	ただ今の報告どおり半数以上の出席を得ておりますので、国民健康保険法施行令第 26 条の規定により準用する同施行令第 13 条の規定により、総会の成立を宣言いたします。 次に、議事録署名人の選任ですが、規約第 18 条の規定により、2 名の方をお願いすることとなっております。 慣例により、議長から指名させていただきます。 猪名川町長の岡本さん、市川町長の津田さん、以上、お二人の方をお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 まず、議決事項として、令和 6 年度関係議案、議案第 3 号「令和 6 年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算補正について」を提案いたします。 事務局から説明をお願いします。
入江事務局長	事務局長の入江でございます。 それでは、「第 149 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会議案」に基づき説明させていただきます。 なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」は、以下「本会」と略させていただきます。 それでは、議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 3 号「令和 6 年度 本会歳入歳出予算補正について」でございます。 提案理由は、診療報酬等の実績等を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、でございます。 4 ページをお願いいたします。 「令和 6 年度 一般会計及び特別会計別予算補正の概要について」でございます。

「1 補正の概要」でございますが、

(1) 各特別会計における診療報酬等支払勘定につきましては、「診療報酬等の実績による必要な予算補正を行う」ものでございます。

(2) 一般会計及び各特別会計における業務勘定につきましては、「実績等による必要な予算補正を行う」もの、「令和6年度 税制改正に伴い、ICT 積立資産の積み替えのための取り崩しを行わず、必要額のみ積み増しする予算補正を行う」ものでございます。

「2 会計別予算補正額」ですが、最下段の合計をお願いいたします。

補正前の額 2 兆 259 億 8,431 万 8 千円、補正額 37 億 7,943 万 8 千円の減、補正後の額 2 兆 222 億 488 万円、補正前との比較は、99.8%となっております。

次に、各会計の予算補正でございますが、限られた時間でもございますので、お手元の「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

それでは、概要版の1ページをお願いいたします。

令和6年度予算補正につきましては、補正額の合計、補正後の合計、対補正前比及び主な増減を説明させていただきます。

(1) 一般会計でございます。

補正額 5,512 万 8 千円の減、補正後の額 7 億 9,114 万 1 千円、補正前との比較 93.5%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「総務費」の減でございます。

歳入の「繰入金」は、「退職給付引当資産繰入金」の減、歳出の「総務費」は、「一般管理費」で情報共有ネットワーク機器更改経費等の減でございます。

2 ページをお願いいたします。

(2) 診療報酬審査支払特別会計の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 5 億 3,648 万 9 千円の減、補正後の額 37 億 996 万 3 千円、補正前との比較 87.4%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「積立金」の減でございます。これらは令和6年度税制改正に伴う対応でございます。

今月4日に開催いたしました第4回理事会において御承認いただきましたとおり、ICT 積立資産への積立てについては、当該年度の30%を上限とする規定を削除したことにより、今年度から積み替えではなく、必要額の充足に向けた積立てとなることから、予算額を減じることとなりました。

以下、介護保険事業関係業務特別会計等の各特別会計の業務勘定において同様の状況となっております。

3 ページをお願いいたします。

「イ 診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 65 億 3,646 万 8 千円の減、補正後の額 4,255 億 9,709 万 5 千円、補正前との比較 98.5%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「診療報酬等受入金及び支出金」の減でございます。

4 ページをお願いいたします。

(3) 介護保険事業関係業務特別会計の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2 億 5,292 万 4 千円の減、補正後の額 39 億 3,858 万 1 千円、補正前との比較 94.0%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「積立金」の減でございます。

これらは先ほど御説明しました令和 6 年度税制改正に伴う対応でございます。

5 ページをお願いいたします。

「イ 介護給付費等支払勘定」でございます。

補正額 2 億 8,000 万円の減、補正後の額 5,168 億 2,400 万 2 千円、補正前との比較 99.9%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「介護給付費受入金及び支出金」の減でございます。

次に、「ウ 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

補正額 297 万 5 千円の減、補正後の額 47 億 9,309 万 7 千円、補正前との比較 99.9%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「公費負担医療等受入金及び支出金」の減でございます。

6 ページをお願いいたします。

(4) 障害者総合支援法関係業務等特別会計の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2,948 万円の減、補正後の額 2 億 5,202 万 1 千円、補正前との比較 89.5%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「積立金」の減でございます。これらも令和 6 年度税制改正に伴う対応でございます。

7 ページをお願いいたします。

「イ 障害介護給付費支払勘定」でございます。

補正額 50 億円の増、補正後の額 1,466 億 12 万 2 千円、補正前との比較 103.5%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「障害介護給付費受入金及び支出金」の増でございます。

8 ページをお願いいたします。

(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の「業務勘定」でございます。

補正額 357 万 8 千円の減、補正後の額 1 億 5,725 万 3 千円、補正前との比

較 97.8%、主な補正理由は、歳入の「手数料」、歳出の「積立金」の減でございます。

歳入の「手数料」は、「特定健康診査・特定保健指導等費用手数料」の減、歳出の「積立金」は、収支不足により ICT 積立資産の積み立てを行わないことによる減でございます。

9 ページをお願いいたします。

「イ 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」でございます。

補正額 9,000 万円の減、補正後の額 13 億 5,000 万 2 千円、補正前との比較 93.8%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「特定健康診査・特定保健指導等費用受入金及び支出金」の減でございます。

次に、「ウ 後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

補正額 1,200 万円の減、補正後の額 6 億 2 千円、補正前との比較 98.0%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「後期高齢者健康診査等費用受入金及び支出金」の減でございます。

10 ページをお願いいたします。

(6) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2 億 3,199 万 6 千円の減、補正後の額 34 億 3,339 万 6 千円、補正前との比較 93.7%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「積立金」の減でございます、これらは令和 6 年度税制改正に伴う対応でございます。

11 ページをお願いいたします。

「イ 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 7 億 4,840 万円の減、補正後の額 8,731 億 8,540 万 3 千円、補正前との比較 99.9% 主な補正理由は、歳入及び歳出の「後期高齢者医療診療報酬受入金及び支出金」の減でございます。

以上、議案第 3 号の説明を終わります。

なお、補正予算につきましては、別に参考資料 1 として「令和 6 年度収支補正予算書」をお配りしておりますので、後ほど、御覧いただきますようお願いいたします。

岡田議長

議案第 3 号の説明が終わりましたが、これにつきまして御意見、御質問等はございませんか。

岡本猪名川町長

はい。

岡田議長

はい、どうぞ。

岡本猪名川町長

失礼いたします。猪名川町です。

後学のために教えていただきたいのですけれども、今回の補正予算の減に

なった理由に ICT 積立資産の積み替えというのが出てきます。

それから、もう 1 つ 8 ページの方には、ICT 積立資産の積立を行わないことによりとありまして、少し違う表現が出てくるのですが、ICT 積立資産というのがどういうものか、ICT 積立と積み替えの違い、そのあたりを御説明をお願いします。

岡田議長

ありがとうございます。

では、事務局からお願いします。

入江事務局長

ICT 積立資産といいますのは、ICT 等を活用した審査支払業務の高度化・効率化のために積み立てる資産であります。

改正前の ICT 積立資産の規程では手数料の 30% を上限とするという規程でございました。

今月の理事会でその規程の上限額をなくしまして、必要な額を積み立てるという形に改正しておりますので、今まででしたら、積立額を積み立てるには、洗い替えて一旦全額取り崩して、また積み立てるという形の会計処理をしておりましたけれども、今後は積立資産を残したまま必要な上乘せする額だけを積み増しするという形の規程にしておりますので、そのような表現にさせていただいております。

岡本猪名川町長

ということは、8 ページの分は、収支不足により余裕がないので、積立を行わない。

それ以外の部分については、従来のペースでいけば余裕があるけれども、今回の基準の変更に伴って、いわゆる積み替えを行わないということですか。

入江事務局長

行わないということです。

岡本猪名川町長

はい、分かりました。

岡田議長

はい、ありがとうございました。

他にも御質問ありますでしょうか。

(意見なし)

岡田議長

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

異議なしの声ありがとうございます。

それでは、議案第 3 号は原案のとおり決定させていただきます。

次に、令和 7 年度関係議案を御審議いただきます。

議案第 4 号「兵庫県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約の制定について」から議案第 7 号「令和 7 年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産等の処分限度額について」までの 4 議案を一括して御提案

入江事務局長

させていただきます。

よろしくお願いします。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、52 ページをお願いいたします。

議案第 4 号「本会規約の一部を改正する規約の制定について」でございます。

提案理由は、地方単独医療費助成について、地方公共団体の区域の内外を問わず審査支払業務を受託できるよう対応するとともに、通常総会の円滑な開催のために、所要の整備を行うためでございます。

53 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、（１）本会が行う地方単独医療費助成の審査支払事業について、兵庫県及び市町が実施するものに特定する規定を削除し、地方公共団体の区域の内外を問わず地方単独医療費助成の審査支払を受託可能といたします。

また、（２）通常総会を円滑に開催できるよう関係規定を改めます。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。

それでは、議案書の 59 ページをお願いいたします。

議案第 5 号「令和 7 年度本会事業計画について」でございます。

提案理由は、令和 7 年度の事業計画として、この議案を提案するものでございます。

60 ページをお願いいたします。

「令和 7 年度事業計画について」「1 基本方針」でございます。

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等の各種事業を行っています。

団塊の世代が後期高齢者へ移行し、本格的な高齢化社会が到来しようとしている中、国保においては被保険者の減少に伴う保険財政等への影響が懸念される一方、介護保険においては、介護給付費の増加による制度の持続可能性の確保が課題となっており、国においては「全世代型社会保障制度の構築」などの議論が行われているところです。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をはじめとした「医療 DX」など、国によるデジタル化が推進されており、保険者への影響も少なくない状況でございます。

本会の基幹業務である診療報酬審査支払業務につきましては、令和 3 年に厚生労働省・支払基金・国保中央会の三者で策定した「審査支払機能に関す

る改革工程表」に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の不合理的な差異の解消やシステムの整合かつ効率的なあり方について取組が進められているところです。

これらの情勢や課題に適切に対応するため、令和7年度の本会事業運営は、以下の基本方針（１）審査支払業務の充実・強化（２）保険者支援事業の充実・強化（３）効率的な運営体制の確立のもと諸事業を展開してまいります。

61 ページをお願いします。

「２ 主要事業の概要」でございます。

３つの基本方針についてそれぞれ記載しております。

（１）審査支払業務の充実・強化について、診療報酬、介護給付費、障害者総合支援法関係の適正かつ効率的な審査、確実な支払に努めてまいります。

その中でも特に、ア 診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化では、（ウ）療養費等審査支払業務の充実・強化として、令和7年度から「あはき療養費受領委任分」の受付・支払業務について事業を拡充することを踏まえ、「柔道整復施術療養費及びあはき療養費」の審査を適正かつ効率的に行うこと、正確・確実な支払を行ってまいります。

また、エ 各種費用の請求支払事務開始に向けた準備としまして、国の進める全世代型社会保障の構築の一環で、予防接種費用等の請求支払事務のほか、母子保健に係る妊産婦健診等の費用についても令和8年度から国保連合会が受託する予定であり、その準備を進めてまいります。

62 ページをお願いします。

（２）保険者支援事業の充実・強化でございます。

ア 共同事業等の積極的な推進では、（ア）国保保険者事務共同電算処理業務の実施といたしまして、医療費適正化や保険者事務の負担軽減を図るため、記載の各種事業を実施いたします。

また、令和6年度から本格実施となっております、特別調整交付金（結核・精神）の申請支援事業は、令和7年度以降も引き続き実施いたします。

（イ）市町村事務処理標準システム共同運用の実施につきましては、参画いただいている6市町と調整を行いながら、令和7年度も引き続き、本会がガバメントクラウド運用管理補助者となり、共同運用を実施する準備を進めてまいります。

（エ）第三者求償につきましては、保険者における求償事案発見を支援するため、損保会社へ傷病届等の作成・提出支援の覚書の趣旨・内容を周知するとともに、県と連携するなどし、保険者の取組を支援してまいります。

63 ページをお願いします。

イ 保健事業等の積極的な展開でございます。

(ア) 保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施につきましては、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、専門家との連携による助言や支援を行ってまいります。

また、データ分析・評価に関する研修会や説明会の開催による保険者支援を予定しております。

(イ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る保険者支援の実施につきましては、各市町における国保・後期高齢者医療・介護・保健衛生部門等の連携した取り組みを支援できるよう担当者説明会を実施いたします。

64 ページをお願いいたします。

(3) 効率的な運営体制の確立についてでございます。

ア 情報システムの効率化及び最適化 (ア) 国保中央会開発システムの導入・運用としましては、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく国保総合システムの審査領域の共同利用に向けて計画的に実施していくとともに、令和 7 年度以降、順次予定されている、介護保険、障害者総合支援、特定健診、後期高齢者医療請求支払に関する標準システムの更改・クラウド化についても準備、導入を計画的に行ってまいります。

(イ) 各種電算処理システムの最適化につきましては、国保中央会の提供する標準システムの更改にあわせて、外付けシステムのスリム化、運用経費の縮減を目的に最適化を進めてまいります。

最後に、ウ 健全な財政運営の推進につきましては、各種システムの更改経費の財源確保につきまして、引き続き国保中央会等関係団体と連携し、国庫補助要請を行ってまいりますとともに、引き続き良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し健全な財政運営を目指してまいります。

65 ページは、令和 7 年度の主要事業体系表でございますので、後ほど、御覧いただきますようお願いいたします。

66 ページをお願いいたします。

議案第 6 号「令和 7 年度本会歳入歳出予算について」でございます。

67 ページをお願いいたします。

「1 基本方針」でございます。

(1) 一般会計及び各特別会計における業務勘定の予算編成にあたりましては、良質な保険者サービスを確保した中で、手数料等の事業収入を基本財源に、単年度収支の均衡を図ることを基本として、各種システムのクラウド化への対応及び更改経費等、投資的経費に対しては、補助金、減価償却引当

資産及び ICT 積立資産を充当財源といたします。

(2) 歳入については、国庫補助金等を有効活用するとともに、物価高騰による委託費の増加等については、積立金等を活用し、手数料等の単価を据え置くこととします。

(3) 歳出については、各種システムの更改経費や運用保守等の必要経費を見込んでおります。

(4) 各特別会計における支払勘定の予算編成にあたっては、社会情勢の変化や社会保障制度改革などの動向、及び令和 6 年度までの実績を勘案し、必要な費用を計上しています。

続きまして、「2 会計別予算」でございます。

令和 7 年度の予算の総額は最下段でございます。

2 兆 919 億 179 万 5 千円で、対前年度予算比 103.3%でございます。

次に、各会計の予算の詳細でございますが、右上「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

概要版の 12 ページをお願いいたします。

令和 7 年度予算につきましては、各会計の合計、令和 6 年度当初予算との比較、対前年度比と、一般会計及び特別会計の業務勘定については、主な増減を説明させていただきます。

それでは、「一般会計」でございます。

7 年度予算 7 億 7,947 万 9 千円、6 年度予算との比較 6,404 万 3 千円の減、対前年度比 92.4%、主な増減は、情報共有ネットワーク機器更改経費の皆減、債務負担行為は、外部監査契約に係るもので、会計年度に合わせ決算までの監査を委託するため、契約期間を令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日とする必要があることから提案するものでございます。

13 ページをお願いいたします。

「診療報酬審査支払特別会計」の「業務勘定」でございます。

7 年度予算 40 億 7,433 万 2 千円、6 年度予算との比較 1 億 7,212 万円の減、対前年度比 95.9%、主な増減は、国保事務の標準化・広域化に関する支援に係るシステム開発等経費の増、風しん対策事業及び新型コロナワクチン接種事業終了に伴う経費の皆減、ICT 積立資産の積み替えを行わないことによる減でございます。

14 ページをお願いいたします。

「診療報酬支払勘定」でございます。

7 年度予算 4,254 億 1,076 万 3 千円、6 年度予算との比較 67 億 2,280 万円の減、対前年度比 98.4%となっております。

15 ページをお願いいたします。

「介護保険事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

7 年度予算 40 億 4,335 万 1 千円、6 年度予算との比較 1 億 4,815 万 4 千円の減、対前年度比 96.5%となっております。

主な増減は、介護保険審査支払等システム更改経費の増、KDB 補完システム機能改修経費の減、ICT 積立資産の積み替えを行わないことによる減でございます。

16 ページをお願いいたします。

「介護給付費等支払勘定」でございます。

7 年度予算 5,295 億 6,000 万 2 千円、6 年度予算との比較 124 億 5,600 万円の増、対前年度比 102.4%となっております。

次に、「公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

7 年度予算 49 億 2,966 万 2 千円、6 年度予算との比較 1 億 3,359 万円の増、対前年度比 102.8%となっております。

17 ページをお願いいたします。

「障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「業務勘定」でございます。

7 年度予算 2 億 8,706 万 8 千円、6 年度予算との比較 556 万 7 千円の増、対前年度比 102.0%、主な増減は、障害者総合支援給付審査支払等システム更改経費の増、ICT 積立資産の積み替えを行わないことによる減でございます。

18 ページをお願いいたします。

「障害介護給付費支払勘定」でございます。

7 年度予算 1,560 億 12 万 3 千円、6 年度予算との比較 144 億 1 千円の増、対前年度比 110.2%となっております。

次に、「障害児給付費支払勘定」でございます。

7 年度予算 450 億 5,472 万 3 千円、6 年度予算との比較 40 億 8,192 万 1 千円の増、対前年度比 110.0%となっております。

19 ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

7 年度予算 1 億 7,276 万 7 千円、6 年度予算との比較 1,193 万 6 千円の増、対前年度比 107.4%となっております。

主な増減は、特定健診等データ管理システム更改経費の増でございます。

20 ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」でございます。

7年度予算は、13億2,000万2千円、6年度予算との比較1億2,000万円の減、対前年度比91.7%となっております。

次に「後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

7年度予算は、6億1,200万2千円、6年度予算との比較は、増減なく、対前年度比100%となっております。

21ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

7年度予算34億4,843万8千円、6年度予算との比較2億1,695万4千円の減、対前年度比94.1%、主な増減は、後期高齢者医療請求支払システム更改経費の増、ICT積立資産の積み替えを行わないことによる減でございます。

22ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

7年度予算9,162億908万3千円、6年度予算との比較422億7,528万円の増、対前年度比104.8%となっております。

なお、予算につきましては、別に参考資料2として「令和7年度収支予算書」をお配りしておりますので、後ほど、御覧いただきますようお願いいたします。

次に「議案書」に戻りまして、147ページをお願いいたします。

議案第7号「令和7年度本会退職給付引当資産等の処分限度額について」でございます。

提案理由は、本会が保有する積立金を処分するため、でございます。

148ページの別記でございます。

処分限度額でございますが、

- 1 退職給付引当資産 6,000万円
- 2 財政運営準備金 2,329万5千円
- 3 保健事業積立金 864万円
- 4 財政調整基金積立資産 4億6,872万円
- 5 減価償却引当資産 5億8,287万7千円
- 6 ICT積立資産 5,005万6千円

それぞれを処分限度額とし、処分時期につきましては、いずれも令和7年度内でございます。

以上、議案第4号から議案第7号までの説明を終わります。

では、議案第4号から議案第7号までの内容につきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。

(意見なし)

岡田議長

岡田議長

ないようでございますので、お諮りをいたします。
一括でお願いいたします。

議案第4号から議案第7号までの4議案につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

岡田議長

では、それぞれ原案のとおりとさせていただきます。

続きまして、その他といたしまして、「兵庫県国民健康保険団体連合会中期経営計画（第7次）の策定について」を事務局から説明願います。

山中総務部長

総務部長の山中でございます。

よろしくお願いいたします。

まず、2ページをお願いいたします。

「Ⅰ 計画策定の趣旨」でございます。

最初の段落では、本会では「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」という基本理念に基づき、平成15年度から「中期経営計画」を策定し、事業運営に努めてきたことを、次の段落では、本会を取り巻く情勢として、審査支払改革など、本会に求められる役割や事業の拡大が見込まれる一方で、業務のスリム化、合理化の要請が高まっていることを、「また、」の段落では、本会は国民健康保険事業の更なる安定運営へ寄与するとともに、引き続き保険者を始めとした関係機関と長期的・継続的な信頼関係を築けるよう取り組むことを記載しております。

最後の段落でございますが、このように本会を取り巻く状況は大きく変化している中で、本会の役割を的確に果たせるよう、本会の中長期的な方向性を定めた中期経営計画（第7次）を策定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

「Ⅱ 取り巻く情勢」でございますが、先ほどの議案第5号の令和7年度本会事業計画と重複しているところもありますので、後ほど、御確認いただきますようお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

「Ⅲ 本会の現状と課題」でございますが、課題を大きく4つに分類いたしまして記載しております。

「1 審査業務の充実強化と請求支払業務の拡充」におきましては、「審査業務の充実強化」や「審査支払機能に関する改革工程表への対応」などの課題につきまして、記載しております。

11ページから14ページにかけましては、「保険者支援業務の拡充」、「デジタル化に伴うシステム運用管理等」及び「組織体制」の課題につきまして、

記載をしておりますので、後程、御確認いただきますようお願いいたします。

18 ページをお願いいたします。

「Ⅳ 国保連合会のめざす姿（兵庫国保連「2030 ビジョン」）」でございますが、本会が2030年にめざす姿を「保険者の医療・保健・介護・福祉業務をスマートにトータルサポートできる連合会へ」と掲げ、「精度の高い審査、確実な請求支払サービスの提供」など、3つのスマート、「サービス・サポート・連合会」を基本方針と定めて取り組んでまいりますことを記載しております。

23 ページをお願いいたします。

「Ⅴ 基本方針を実現するための事業戦略」でございます。

基本方針ごとに、戦略目標を設定し、事業戦略を立てて取り組んでまいります。

「基本方針1 精度の高い審査、確実な請求支払サービスの提供」につきましては、「審査支払業務の充実・高度化・効率化」、「審査支払機能に関する改革工程表に対応した組織編成」、「各種請求支払の積極的受託」を戦略目標とし、「新たな視点及び現状分析による審査の充実・強化」など、3つの事業戦略につきましては、取り組んでいくことを記載しております。

25 ページをお願いいたします。

「基本方針2 共同体として保険者事務の幅広いサポート」につきましては、「共同処理による保険者負担の軽減、医療費適正化支援の拡大」、「市町村事務処理標準システム共同運用の参画市町の拡大」、「介護給付適正化に向けた支援を拡大」を戦略目標とし、「共同処理による保険者負担の軽減」など、5つの事業戦略につきましては、取り組んでいくことを記載しております。

27 ページをお願いいたします。

「基本方針3 トランスフォーメーション等に柔軟に対応できる組織基盤の確立」につきましては、「将来にわたり持続可能で安定的な財政運営」、「保険者支援の基盤となるシステム整備と安定運用」、「コンプライアンスを尊重する組織風土の醸成」、「変化に対応でき、能力を発揮できる人材マネジメント」を戦略目標とし、「持続可能で安定的な組織運営に資する財政基盤」など、5つの事業戦略につきましては、取り組んでいくことを記載しております。

30 ページをお願いいたします。

「Ⅵ 計画の推進」でございます。

1 計画の期間につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間とすることを、2 実施計画につきましては、最終ページにあります「中期

経営計画（第7次）実施計画一覧」のとおり事業戦略に基づく実施計画とすることを、3 計画を推進するための仕組みにつきましては、単年度ごとに実施計画進行管理表を策定すること、中期経営計画に関する会議において定期的な進行管理を行うこと、PDCA サイクルのプロセスを活用し、必要な計画の見直しは柔軟かつ迅速に対応していくことを、4 評価につきましては、単年度の実施計画については、実施計画進行管理表に基づき中期経営計画に関する会議において達成状況等を評価し、毎年、7月の理事会及び総会に実施状況を報告することを、最後に、5 計画の見直しにつきましては、本会を取り巻く情勢に変化が生じた場合等においては、柔軟に計画の見直しを図り、常に「保険者ニーズを的確に把握し、変化に柔軟に対応できる組織」を実現することを記載し、計画の実現に向けて取り組んでまいります。

以上で本会中期経営計画（第7次）の説明を終わります。

岡田議長

説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

（意見なし）

岡田議長

ないようでございますので、以上をもちまして、本日予定しておりました議事を全て終了いたします。

これをもちまして、議長の務めを終わらせていただきます。

長時間にわたり、御協力ありがとうございました。

山中総務部長

ありがとうございました。

これをもちまして、第149回通常総会を閉会いたします。

議 事 録 署 名

議 長

岡田康裕

議事録署名人

岡本信司

議事録署名人

津田義和